

平成22年度農業インターンシップ 受け入れ法人等募集のご案内

平成22年6月

全国農業会議所と日本農業法人協会では、平成22年度の農業就業体験（インターンシップ）の受け入れ法人を募集します。下記の点にご留意の上、別紙の各欄に記入し、下記記載の FAX またはEメールにてお申込み下さい。

今年度からは、採用を予定している場合の就業事前体験としても本制度をご活用いただけます。

1 農業インターンシップのねらい

農業法人等の生産現場での就業体験を通じて職業意識の育成や農業法人等が求める人材像を明確に伝えることを目的としています。また、就農希望者の農業適性の確認や職場についての理解が深まりますので、採用後のスムーズな業務を可能にします。同時に、就業希望者が就業前に抱いていたイメージと現実とのギャップから早期離職してしまうことの防止にも繋がります。

2 平成22年度の受け入れに当たってのルール

①体験期間：1週間以上1ヶ月以内で通年（基本は2週間以上）。ただし、移動日も含む。

②費用：参加者の食費・宿泊は全額受入法人負担。

③参加者に対する報酬：原則なし

④受入に対する謝金

【参加費】参加費は無料

【受入助成金】1人につき2万円。（ただし助成金は、体験期間が1週間以上の場合に限る）

※本助成と重複して、国及び地方公共団体から同様の内容とした助成を受けていない場合に限りです。

⑤体験内容：作業中は出来る限り体験責任者が付き添う。単純作業のみは不可。

⑥傷害保険：全国農業会議所が指定する保険に加入（保険料は全国農業会議所が負担）。

⑦採用取り消しについて：事前に雇用契約を締結している場合の体験終了後の雇用者側の採用取り消しは不可。

⑧その他：学生の自宅からの通いは原則不可。社会人の自宅からの通いは可。

3 申込方法等

HPに掲載
されます！

体験参加者が決まっている
場合、手続きが簡単！

	Aコース	Bコース
内容	農業就業体験 (従来のインターンシップ)	事前就業体験 (採用を予定している場合)
申込書類	別紙受入農業法人台帳登録票 (様式体第1号)	別紙農業インターンシップ体験申込書 (様式体2-2号)
記入者	受入法人のみ	受入法人・体験者両方
HP上での掲載	○	×
申込先	(社)日本農業法人協会	各都道府県農業会議・(社)日本農業法人協会
申込期限	随時	原則体験開始の2週間前まで

「受入農業法人台帳登録票」・「農業インターンシップ体験申込書（就業前の事前体験）」は、HP (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/intern/>)にも掲載しています。

<申込先>

愛知県農業会議 FAX : 052-953-0399 Email: guide@nougyoukaigi.or.jp
(社)日本農業法人協会 FAX : 03-3237-6811 Email: intern@hojin.or.jp

<運営に関する問い合わせ> 全国新規就農相談センター TEL : 03-6910-1126
(社)日本農業法人協会 TEL : 03-6268-9500

平成22年度農業インターンシップ 開催要領

1. 農業インターンシップの内容

- ①体験期間：1週間～1ヶ月（原則2週間）とし、通年実施。
- ②体験のための費用（食費・宿泊費）：受け入れ農業法人の負担とする。
- ③参加者に対する報酬：なし（ただし、事前就業体験ではこの限りではない）。
- ④農業法人への助成：体験生1人・1回あたり2万円。
※ただし、本助成と重複して、国及び地方公共団体から同様の内容とした助成を受けていない場合に限りです
- ⑤傷害保険料：全国農業会議所が指定する保険に加入（保険料は全国農業会議所が負担）。

2. 事前就業体験について

今年度から、農業法人等と体験希望者の間で、雇用が予定されている場合であって、採用前の事前体験として農業就業体験を行う場合に関して農業インターンシップを利用できます。従来の農業インターンシップと区別するため、従来のものをAコース、事前就業体験の場合はBコースとしています。

3. 申し込み方法・手続き等

農業インターンシップに参加するには、申込書による登録が必要です。
AコースかBコースかによって、申込書等が異なりますので、ご注意ください。

○Aコースの場合（従来の農業インターンシップ）

別添「受入農業法人台帳登録票（様式体第1号）」（wordファイル）にご記入いただき、農業法人経営者から直接、（社）日本農業法人協会宛へEメール送信（FAX可）していただくようご案内下さい。登録いただいた内容は、受入農業法人台帳としてHPに掲載します。

○Bコースの場合（事前就業体験の場合）

別添「農業インターンシップ体験申込書（様式体2-2号）」（wordファイル）にご記入いただき、農業法人経営者から都道府県農業会議または、（社）日本農業法人協会宛へEメール送信（FAX可）していただくようご案内下さい。都道府県農業会議宛てに届いた申込書については、（社）日本農業法人協会にEメール送信（FAX可）して下さい。

4. 参加申し込み期限

- Aコース：なし。随時申込可能です。
Bコース：原則として体験が始まる2週間前までに（社）日本農業法人協会に必着するようにして下さい。

5. 農業インターンシップ申込受付の連絡について

- Aコース：体験希望者からの申込を受け付け次第連絡いたします。
Bコース：申込書が（社）日本農業法人協会に到着次第、順次連絡いたします。

6. 報告書の提出と助成金の支払いについて

体験終了後、受入法人と体験者両方に報告書を提出して頂きます。

○受入法人

(社)日本農業法人協会から「実施状況報告書兼交付申請書」を農業法人経営者へ直接送付します。こちらは助成金交付申請書を兼ねておりますので、必ず提出するようご案内下さい。

○体験者

別添「体験報告書(様式体4-1号)」または「体験報告書(様式体4-2号)」に記入し、(社)日本農業法人協会宛へEメール送信(FAX可)するようご案内下さい。

農業インターンシップ書類提出先：(社)日本農業法人協会

FAX：03-3237-6811

E-mail：intern@hojin.or.jp

7. 留意事項

(1) 募集資格

ア 新に従業員を雇用する意志があること

イ 新規就業者の育成・指導に情熱を持って取り組む経営であること

ウ 経営管理、生産技術、販売戦略等の総合的な経営能力が優れていること

エ 農業経営を通じて、地域振興に積極的に寄与していること

※Bコースの場合には、労災保険、雇用保険に加入している、または加入予定の法人であること。

(2) 体験終了後の採用の取り消しについて

雇用契約を締結している場合は、体験終了後の採用取り消しはできません。

(3) 登録法人の取消について

なお、体験者の受け入れに当たって、法令に違反する等のトラブルがあった場合には、受け入れ法人等の登録を取り消します。

(4) 書類の入手方法について

全国新規就農相談センターのHP (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/intern/>) で、受入農業法人台帳登録票、農業インターンシップ体験申込書等を掲載しています。

(5) その他

受け入れ農業法人等には、体験者を単に雇用労働力としてとらえることのないように、ご案内下さい。

運営に関するお問い合わせは

【事務局】

全国農業会議所

TEL 03-6910-1126

FAX 03-3261-5131

E-mail mizunuma@nca.or.jp

(社)日本農業法人協会

TEL 03-6268-9500

FAX 03-3237-6811

E-mail intern@hojin.or.jp

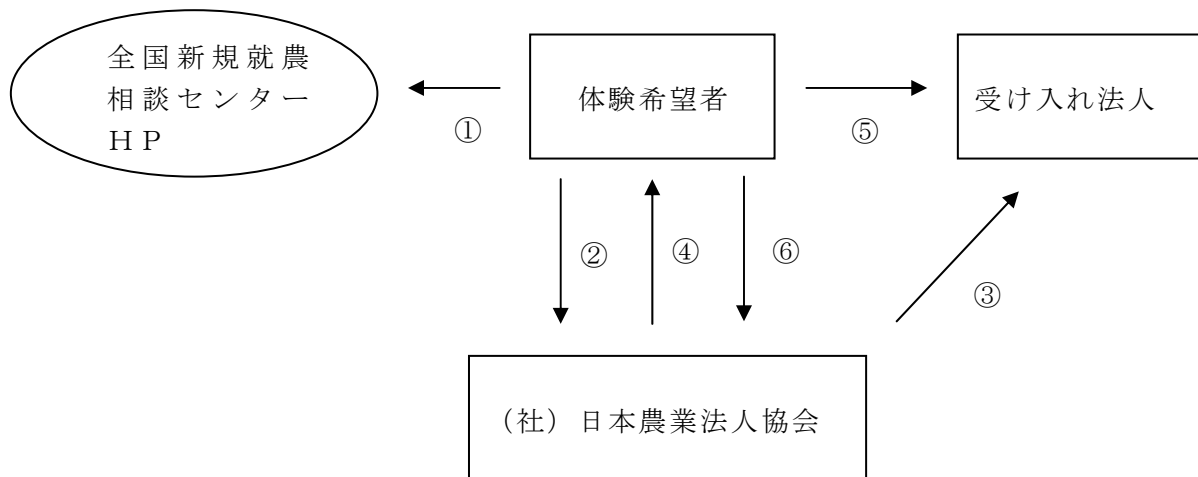
(参考資料)

農業インターンシップの手続きの流れ

A コース

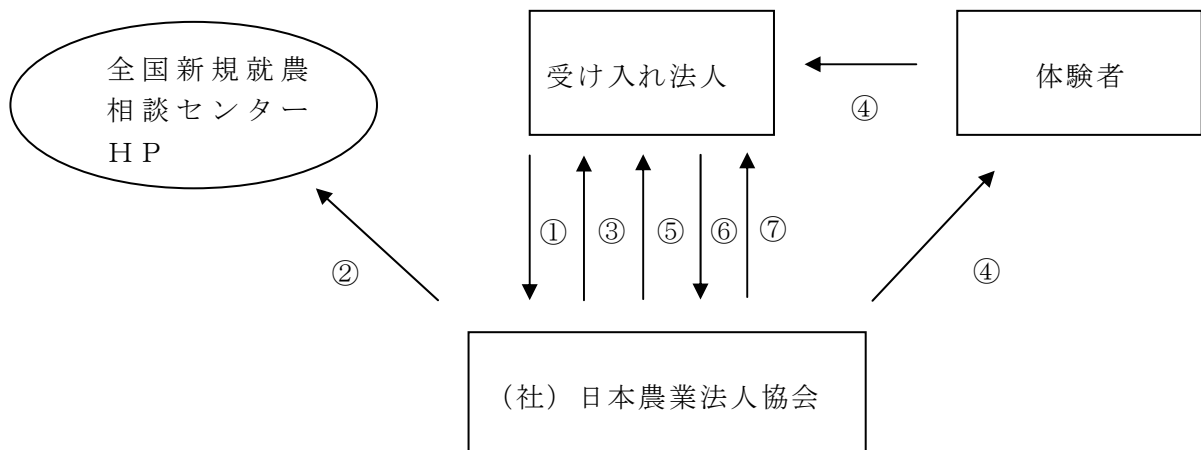
○体験者

- ①体験者がHPの法人台帳一覧を見て、受け入れ法人を選ぶ。
- ②受け入れ法人の希望と共に体験申込書を(社)日本農業法人協会に提出する。
- ③事務局が体験者の希望をきき、受け入れ法人を探す。
- ④受け入れ法人が決定したら、事務局が体験者に連絡する。
- ⑤体験者に受け入れ法人と直接連絡をとってもらう。体験開始。
- ⑥体験終了後、(社)日本農業法人協会に体験報告書を提出する。



○受け入れ法人

- ①農業法人等が(社)日本農業法人協会に受け入れ法人としての登録を申し込む。
- ②事務局が、申し込んだ法人を法人台帳一覧としてHPに掲載する。
- ③体験希望者が現れた時に、事務局が受け入れの可否を農業法人に連絡を取る。
- ④受け入れが決定したら、事務局が体験希望者に、受け入れ法人と直接連絡をとってもらうように連絡する。体験開始。
- ⑤体験終了後、事務局が実施状況報告書を受け入れ法人に送付する。
- ⑥受け入れ法人が(社)日本農業法人協会に実施状況報告書を提出する。
- ⑦事務局が実施状況報告書を受け取りしだい、助成金の支払い手続きを行う。



Bコース

○体験者・受け入れ法人

- ①採用予定の体験者と、採用を予定している法人と一緒に（社）日本農業法人協会、または都道府県農業会議に申し込む。
- ②都道府県農業会議は、申込書を（社）日本農業法人協会に送付する。
- ③事務局が受け入れ法人に、申し込みを受け付ける旨を連絡し、実施状況報告書を一緒に送付する。体験開始。
- ④体験終了。受け入れ法人は実施状況報告書を、体験者は体験報告書をそれぞれ（社）日本農業法人協会に提出する。
- ⑤事務局が実施状況報告書を受け取りしだい、助成金の支払い手続きを行う。

